



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号 1833 東証プライム)
問合せ先 社長室経営企画部長 藤本 征雅
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度導入に関する議案を2022年6月29日開催予定の第85回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。本（1）において同様とします。）に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額3億円以内とすることにご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額6千万円以内とします。また、本制度により発行または処分する当社普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、その割当に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分の決定は、取締役会の決議によるものといたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ここで「退任」とは、当社の取締役、執行役員その他当社が定める役職のいずれでもなくなったことをいいます。）する日までの間、本割当契約により割当を受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式の全部または一部を無償で取得すること
- ③ 取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役が割当を受けた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入について株主の皆様にご承認をいただくことを条件に、当社の執行役員に対しても本制度と同内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上